

実施方針等に関する質問回答書

<実施方針>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問事項	回答
1	2	第1	1	(5)	1) ①	事業の範囲	埋蔵文化財調査も事業範囲に含まれていますが、埋蔵文化財調査の範囲は増築部分のみでよろしいのでしょうか。調査範囲をご教示ください。	本事業においては、土を扱うすべての工事について埋蔵文化財調査が必要であり、それら該当する工事は増築・外構・樹木移植・埋設配管・撤去等があります。大学が想定している屋外整備範囲については、4月26日公表の施設設計要求書(案)の図面をご参照下さい。
2	2	第1	1	(5)	1) ①	事業の範囲	本件は改修工事であるため、基本的に基礎工事は発生しないと考えますが、埋蔵文化財調査が必要とされるような掘削工事をどこかに想定されているのでしょうか。	本事業においては、土を扱うすべての工事について埋蔵文化財調査が必要であり、それら該当する工事は増築・外構・樹木移植・埋設配管・撤去等があります。大学が想定している屋外整備範囲については、4月26日公表の施設設計要求書(案)の図面をご参照下さい。
3	2	第1	1	(5)	1) ②	事業の範囲	基本設計業務は対象業務範囲外として、選定事業者が実施設計に着手する時点では既に終了しているものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。基本設計については、施設設計要求書(案)に記載しておりますのでご参照下さい。
4	2	第1	1	(5)	1) ④	事業の範囲	「附帯設備の設置工事及びその関連業務」が業務範囲に示されていますが、既存の附帯設備の移転業務も含まれるのでしょうか。含まれるとすると移転後の調整業務の発生すると思われるのですが、同業務も業務範囲に含まれると考えてよろしいでしょうか。	既存の附帯設備の移設業務は、大学が行います。
5	2	第1	1	(5)	1) ⑥	事業の範囲	本件は「確認申請」となるのでしょうか、「計画通知」となるのでしょうか。	計画通知となります。
6	2	第1	1	(5)	1)、2)	事業の範囲	本事業においては、外構工事及び外構施設維持管理は業務に含まれないと判断してよろしいでしょうか。	外構工事は本工事に含まれます。要求範囲(屋外整備範囲)については、4月26日公表の施設設計要求書(案)の図面をご参照下さい。 外構施設維持管理については、大学が行います。
7	2	第1	1	(5)	2) ④	事業の範囲	「環境測定業務」が事業者の業務範囲に示されていますが、「別添資料1:業務範囲一覧表(案)」では「作業環境測定」が大学の業務範囲となっております。これについてどの様に考えればよろしいでしょうか。	環境測定業務のうち、衛生管理については事業者の業務範囲とし、作業環境測定については大学が大学施設を一括して行います。
8	2	第1	1	(5)	2) ④	事業の範囲	環境測定業務は、学校環境衛生基準に則るのでしょうか、あるいはその他の規定によるのでしょうか、詳細につきご教示下さい。	学校環境衛生基準に則ります。
9	3	第1	1	(9)	③	事業スケジュール(案)	供用開始にあたり、必要となる手続きの内容をご教示下さい。	法制度的な手続きの他、大学とは目的物引渡に関する手続き(要求水準を充たしているかについての確認等)を行います。
10	4	第1	1	(9)		事業スケジュール(案)	改修工期をⅠ期とⅡ期に分けている理由についてご教示下さい。	移行計画により分割しておりますが、より良い移行計画が提案されれば、それを採用する場合があります。
11	4	第1	1	(9)		事業スケジュール(案)	改修工事期間の解体開始日は大学より指示があるのでしょうか、あるいは事業者で設定可能なのでしょうか、ご教示下さい。	事業者との協議によります。
12	4	第1	1	(9)		事業スケジュール(案)	本改修工事は、建築確認申請を要すると想定されますが、例えば工学部1号館の場合、Ⅰ期工事解体までに建築確認許可をⅡ期工事完了時点で完了検査済証を取得し、Ⅱ期工事期間中は仮使用許可を得てⅠ期工事完了部分の使用を可能にするという理解でよろしいでしょうか、ご教示下さい。	前段については、本事業は計画通知を予定しています。 後段については、ご質問の通りです。

<実施方針>

Nº	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問事項	回答
13	4	第1	1	(9)		事業スケジュール(案)	「事業スケジュール(案) ○改修工事期間」の工程表において、1期の改修工事期間の開始が平成17年7月からとなっていますが、事業契約締結後の調査設計期間が3ヶ月しかありません。調査・準備に1ヶ月、実施設計に2ヶ月と考えても作業期間が短すぎと思われそうですが、どのように考えればよろしいでしょうか。	準備・設計及び工事期間を含めて各引渡期限の変更がなければ、工事開始時期の変更は可能です。
14	4	第1	1	(10)	④	事業に必要と想定される根拠法令等	ハートビル法に適合していない階段、エレベーター等があると考えられますが、適合改修は業務範囲に含まれるのでしょうか。	ご質問の通りです。
15	6	第2	2			選定の手順及びスケジュール	SPCの設立には、概ね1ヶ月弱の期間が必要と考えられますが、平成17年2月の⑰落札者の決定から平成17年3月の⑱基本協定の締結まで、平成17年3月の⑲基本協定の締結から⑳事業契約の締結まで、それぞれ具体的にどの程度の期間を想定されているのでしょうか、ご教示下さい。	⑰落札者の決定から⑱基本協定の締結までは速やかに行うことを、⑲基本協定の締結から⑳事業契約の締結までは、可能な限り短い期間で事業契約を締結することを予定しています。
16	6	第2	2			選定の手順及びスケジュール	選定の手順及びスケジュールによると「落札者の選定」から「事業契約の締結」までが1ヶ月程度と考えられます。期間が短いように思われますが如何でしょうか。	ご意見として承ります。
17	11	第2	4	(2)	① ② ④	入札参加者及び協力会社の参加要件	①②④については、平成16年4月1日から大学が規定する関係規則によることとなるとありますが、内容について、大きく変わることがないと理解してよろしいでしょうか、ご教示下さい。	ご理解の通りです。
18	13	第2	4	(3)	① イ	入札参加者及び協力会社の資格等要件	経営状態が著しく不健全とは、どのような程度のものか定量的に示していただけますでしょうか。	「イ 経営状況が健全であること」の中に記してある「並びに経営状態が著しく不健全でない者」を削除します。
19	13	第2	4	(3)	① オ (イ)	入札参加者及び協力会社の資格等要件	耐震補強工事(免震工法、制振工法を含む)を伴う改修実績を有することありますが、免震工法、制振工法を含むを外すことはできませんか。また、外せないのであれば、含まない改修実績では、失格となりますか。	前段については、一般的な耐震補強工事の工法、免震工法又は制振工法のいずれかの実績を有すれば要件を満たします。後段については、免震工法又は制振工法の実績を有していない場合であっても、一般的な耐震補強工事の工法の実績があれば失格になりません。ただし、技術提案書で免震、制振工法を提案する場合にあっては免震、制振工法の実績を有することとします。
20	13	第2	4	(3)	① オ	入札参加者及び協力会社の資格要件	本事業は改修整備であります。躯体及び外壁のみを残して他の仕上げや設備に関しては新築となるため、業務実績(ア)においては改修実績だけでなく、新築の設計実績でもよろしいように思われますが如何でしょうか。また、(イ)の実績を有する者に関しても、別途専任の構造担当者に従事させれば、(ア)と同一工事の実績を持つものでなくともよろしいように思われますが如何でしょうか。	前段については、改修実績とします。後段については、担当者が(ア)及び(イ)の実績を有する場合も可能とします。なお、業務実績については、「ただし、(ア)及び(イ)両方の実績は、同一改修工事であることを要する。」を削除し、以下のとおり変更します。 【○業務実績 (ア) 地上3階建て以上かつ述べ面積2,500㎡以上の校舎、研究施設又は国発注の公共施設の全面的な改修実績を有すること。 (イ) 地上3階建て以上かつ延べ面積2,500㎡以上の建物の耐震補強工事(免震工法、制振工法も含む)を伴う改修実績を有すること。
21	13	第2	4	(3)	② イ	入札参加者及び協力会社の資格等要件	耐震補強工事(免震工法、制振工法を含む)を伴う改修工事の監理業務実績を有することありますが、免震工法、制振工法を含むを外すことはできませんか。また、外せないのであれば、含まない監理業務実績では、失格となりますか。	前段については、一般的な耐震補強工事の工法、免震工法又は制振工法のいずれかの実績を有すれば要件を満たします。後段については、免震工法又は制振工法の実績を有していない場合であっても、一般的な耐震補強工事の工法の実績があれば失格になりません。ただし、技術提案書で免震、制振工法を提案する場合にあっては免震、制振工法の実績を有することとします。

<実施方針>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問事項	回答
22	13	第2	4	(3)	② オ	入札参加者及び協 力会社の資格要件	本事業は改修整備であります。躯体 及び外壁のみを残して他の仕上げや設備 に関しては新築となるため、業務実績(ア) においては改修実績だけでなく、新築の 工事監理実績でもよろしいと思われるま すが如何でしょうか。また、(イ)の実績を 有する者に関しても、別途専任の構造担 当者を従事させれば、(ア)と同一工事の 実績を持つものでなくともよろしいよう に思われますが如何でしょうか。	前段については、改修実績とします。 後段については、「ただし、(ア)及び(イ) 両方の実績は、同一改修工事であることを 要する。」を削除します。 なお、業務実績は以下のとおり変更しま す。 『○業務実績 建築工事の工事監理については、 (ア) 地上3階建て以上かつ延べ面積2,500 ㎡以上の校舎、研究施設又は国発注の公 共施設の全面的な改修実績を有すること。 (イ) 地上3階建て以上かつ延べ面積2,500 ㎡以上の建物の耐震補強工事(免震工 法、制振工法も含む)を伴う改修実績を有 すること。 電気設備工事、機械設備工事の工事監 理については、地上3階建て以上かつ延べ 面積2,500㎡以上の校舎、研究施設又は国 発注の公共施設の全面的な改修工事の監 理業務実績を有すること。』
23	14	第2	4	(3)	③ ア	入札参加者及び協 力会社の資格等要 件	各工事(建築一式工事、電気工事、管工 事)を複数の企業が共同して実施する場 合、それぞれの工事を実施する企業が、 それぞれの工事の点数を満たしていれ ば、資格要件を満たしていると理解してよ ろしいでしょうか、ご教示下さい。	ご理解の通りです。
24	14	第2	4	(3)	③ イ	入札参加者及び協 力会社の資格等要 件	営業年数が5年以上とありますが、会社 分割により新会社を設立しているような場 合は、旧会社の営業年数を継承すると理 解してよろしいでしょうか、ご教示下さい。	提案内容に対する建設業法(昭和24年 法律第100号)の許可業種について同一 性を保持している場合は、旧会社の営業年 数を継承出来るものとします。
25	14	第2	4	(3)	③ ウ (ア)	入札参加者及び協 力会社の資格等要 件	改修工事に当たる者の要件「業務実績」 について、入札参加企業の門戸を広げる ことを目的として、業務実績(ア)の要件の 中に国発注の公共施設も含め、「地上3階 建て以上かつ延べ面積2,500㎡以上の 校舎又は研究施設あるいは国発注の公 共施設の全面的な改修実績を有するこ と。」としていただきたい。	業務実績については、「ただし、(ア)及び (イ)両方の実績は、同一改修工事であるこ とを要する。」を削除し、以下のとおり変更 します。 『○業務実績 (ア) 地上3階建て以上かつ延べ面積2,500 ㎡以上の校舎、研究施設又は国発注の公 共施設の全面的な改修実績を有すること。 (イ) 地上3階建て以上かつ延べ面積2,500 ㎡以上の建物の耐震補強工事(免震工 法、制振工法も含む)を伴う改修実績を有 すること。 なお、下記工のb)、c)を担当するものは (イ)の施工実績を有することを要しない。』
26	14	第2	4	(3)	③ ウ	入札参加者及び協 力会社の資格要件	本事業は改修整備であります。躯体 及び外壁のみを残して他の仕上げや設備 に関しては新築となるため、業務実績(ア) においては改修実績だけでなく、新築の 施工実績でもよろしいと思われるま すが如何でしょうか。また、(イ)の実績を有す る者に関しても、別途専任の構造担当者 を従事させれば、(ア)と同一工事の実績 を持つものでなくともよろしいように思わ れますが如何でしょうか。	前段については、改修実績とします。 後段については、「ただし、(ア)及び(イ) 両方の実績は、同一改修工事であることを 要する。」を削除します。 なお、業務実績は以下のとおり変更しま す。 『○業務実績 (ア) 地上3階建て以上かつ延べ面積2,500 ㎡以上の校舎、研究施設又は国発注の公 共施設の全面的な改修実績を有すること。 (イ) 地上3階建て以上かつ延べ面積2,500 ㎡以上の建物の耐震補強工事(免震工 法、制振工法も含む)を伴う改修実績を有 すること。 なお、下記工のb)、c)を担当するものは (イ)の施工実績を有することを要しない。』
27	15	第2	4	(3)	④ イ	入札参加者及び協 力会社の資格等要 件	請負を実施するに必要とする資格とは、 具体的にどのような資格でしょうか、ご教 示下さい。	維持管理業務を行うに当たって、法的に 資格を有するものを意味します。
28	16	第2	4	(4)		入札参加グループ の構成員等の変更 等	入札参加グループの中に指名停止等に 該当する企業が存在した場合、構成員や 協力会社の変更及び追加に関する協議 は全く行えず、即失格となるのでしょうか。	落札者決定までは、構成員及び協力会 社のいずれかが指名停止になった場合 は、失格とします。落札者決定以降事業契 約締結までの取扱いについては、入札説 明書公表時にお示します。

<実施方針>

No.	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問事項	回答
29	16	第2	5	(1)		審査に関する基本的な考え方	審査委員会において、最優秀提案を選定するまでの間に指名停止処分を受け、選定されないこととなる場合に関し、対象となるのは構成員のみでしょうか。協力会社は対象とならないと考えてよろしいでしょうか。(第2、4、(2)④(14ページ)及び第2、4、(4)(15ページ)においては、指名停止等を理由に参加資格要件を失う対象は構成員及び協力会社となっています。)	落札者決定までは、構成員及び協力会社のいずれかが指名停止になった場合は、失格とします。落札者決定以降事業契約締結までの取扱いについては、入札説明書公表時にお示しします。
30	17	第2	5	(2)	2)	審査手順に関する事項	第二次審査における、定量評価と定性評価の割合について、ご教示下さい。	入札説明書公表時にお示ししますが、総合的な評価によってよりよい提案を最優秀提案として選定することを予定しています。
31	19	第3	3			選定事業者の責任の履行に関する事項	事業契約の保証の方法がいくつか想定されておりますが、保証の方法は、事業者が選択し提案するものと理解してよろしいでしょうか、ご教示下さい。	詳細は入札説明書公表時にお示ししますが、大学でいずれかの方法を指定することを予定しています。
32	19	第3	3			選定事業者の責任の履行に関する事項	契約保証金の金額と期間についてはどのようにお考えでしょうか、ご教示下さい。	詳細は入札説明書公表時にお示ししますが、金額は工事費に相当する金額の100分の10以上とし、期間は事業契約締結の日から全施設の引渡完了日までを対象にすることを予定しています。
33	19	第3	3			選定事業者の責任の履行に関する事項	履行保証保険の付保等につきましては、SPCが付保することになるのでしょうか、あるいは、SPCから各業務を請負った企業が付保することになるのでしょうか、ご教示下さい。	詳細は入札説明書公表時にお示ししますが、履行保証保険については、事業者が大学又は事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結します。なお、建設企業が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を大学のために設定することを予定しています。
34	20	第3	4	(2)	4)	モニタリングの時期	維持管理段階ではどの程度の頻度でモニタリングが実施されるのでしょうか、ご教示下さい。	詳細は入札説明書公表時にお示ししますが、法的点検・保守等の実施時期に合わせたモニタリング、月1回のモニタリング及び大学が必要に応じて実施するモニタリングを予定しています。
35	21	第4	2			土地の取得等に関する事項	貸与していただける敷地の範囲を具体的に教示下さい。	入札説明書公表時にお示しします。
36	21	第4	2			土地の取得等に関する事項	平成17年3月の事業契約の締結後から同年7月の改修工事開始までの間に、資材の搬入、工事事務所の設置等の準備作業は可能と理解してよろしいでしょうか、ご教示下さい。	ご理解の通りです。
37	22	第6			②	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	その他の事由により事業の継続が困難になった場合は、事由ごとに対応方法を事業契約書にて規定すると思いますが、大学に不履行懸念が生じたケースについての対処を明示していただけないでしょうか。	大学に不履行懸念が生じたケースについての対処は特に想定していません。ただし、実際に大学による不履行が生じた場合、事業者においては、契約の定めに従い解除や遅延損害金の請求等による対処をすることを予定しています。